「ご契約のしおり・約款」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上で いつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

インターネットでアクセス

1. T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

   T&Dフィナンシャル生命 🔍

   URL https://www.tdf-life.co.jp

2. 「Web約款番号・特別勘定のしおり番号」入力欄に5桁のWeb約款番号「26001」を入力して 🔍 をクリックしてください。

Web約款番号 特別勘定のしおり番号	26001 🔍

「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「申込日時点で適用予定の積立利率が記載された書面」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

■「申込日時点で適用予定の積立利率が記載された書面」は、ご契約に適用される積立利率等を記載しています。ご契約前に必ずご確認ください。

■「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■**公的保険について**

［金融庁ホームページ］

https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html

生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

外貨建保険の販売資格について

■外貨建保険の販売資格は、（一社）生命保険協会が実施する「外貨建保険販売資格試験」に合格し（一社）生命保険協会において外貨建保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが外貨建保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

（お問合せ、ご照会は）
［募集代理店］

（ご契約後のご照会は）
［引受保険会社］
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
〒105-0023　東京都港区芝浦1-1-1
［お客さまサービスセンター］ 0120-302-572
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
［ホームページ］https://www.tdf-life.co.jp

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

316-26-B002(26-4-DNP)［登録番号TDF-26-C-02 登録年月26.04］ 2026年4月版

生涯プレミアムワールド5

2026年4月版

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択V型）

生涯プレミアム ワールド5

PREMIUM WORLD

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レート、解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

［引受保険会社］
T&Dフィナンシャル生命

生涯プレミアムワールド５は、ご自身でつかうお金とご家族　にのこすお金を海外の金利と為替を活用して準備できる終身保険です

定期受取コース

くわしくは P.3

●毎年、円で定期支払金額を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。
●ご契約時の初期費用・為替手数料はかかりません。

【イメージ図】

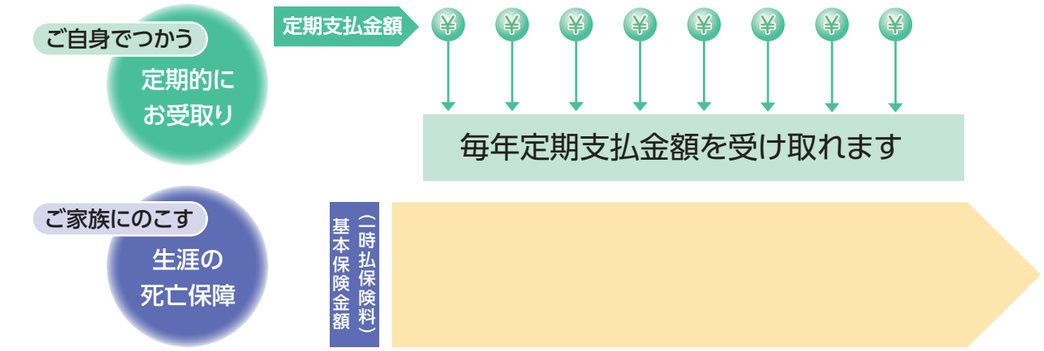

任意受取コース

くわしくは P.5

●毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。
累積追加額は、円でいつでも払い出すことができます。
●ご契約時の初期費用、為替手数料はかかりません。

【イメージ図】

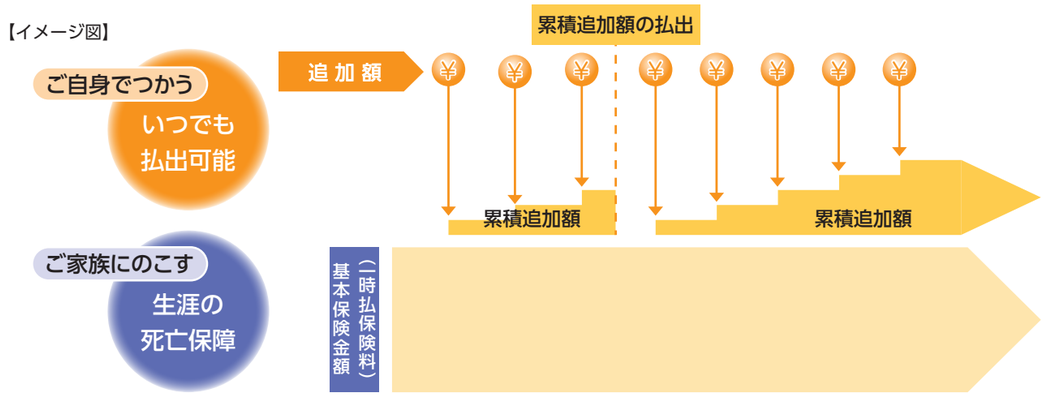

あんしんの機能もお選び　いただくことができます。

【保険金最低保証特約】

くわしくは P.7

ご契約日から一定期間、死亡保険金は基本保険金額と同額が円で最低保証されます

【イメージ図】

【介護認知症年金支払移行特約】

くわしくは P.11

公的介護保険制度の「要支援1」以上　に認定
または「認知症」と診断確定された場　合、
介護認知症年金（一括受取も可）を受　け取ることができます

「要支援1」　認定の目安

●入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが　必要。

出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO！　（2023年4月改訂）」より
T&Dフィナンシャル生命作成

「認知症」と診断　確定される場合

●医師により器質性認知症と診断確定され、器質性　認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。

【指定代理請求特約】

くわしくは P.12

ご自身で請求できない場合、
指定代理請求人の口座に
介護認知症年金（一括受取も可）を
振り込むことができます

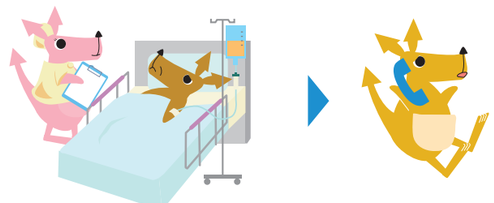

⚠
●ご負担いただく費用があります。
●為替・市場金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
くわしくは P.25～26 をご覧ください。

※この商品パンフレットに記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。
※この商品パンフレットでは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「確定保険金額」を「累積追加額」として、「連動通貨」を「運用通貨」として記載しております。
※イメージ図は、この保険をご理解いただくためのイメージであり、実際の商品内容とは異なります。商品内容についてくわしくは、P.3～12 をご覧ください。

定期受取コース

毎年受け取れる定期 支払金額を自由につかえます

※ご契約後、任意受取コースへの変更が可能です。(定期支払特約付加)

1 定期金の受取

**ご契約1年後から毎年
定期支払金額が
指定口座に振り込まれます**

⚠ 定期支払金額を外貨で受け取ることは
できません。

2 死亡時の円最低保証
(保険金最低保証特約)

**ご契約日から一定期 間、死亡保険金
は基本保険金額と同 額が円で最低
保証されます**

ご契約年齢	最低保証期間
40～79歳	10年
80～90歳	5年

くわしくは P.7

3 介護・認知症へのそなえ
(介護認知症年金支払移行特約)

**介護認知症年金(一括受取も可)を
受け取ることができます**

公的介護保険制度　要支援1以上　　認知症と診断確定

※指定代理請求特約を付加し、介護認知症年金(一括受取も可)を指定代理請求人の口座へ振り込むこともできます。

くわしくは P.11

<しくみ図(イメージ)>

しくみ図(イメージ)は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。
また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

例) 為替変動率(100%)＝ 連動日の為替レート(100円) / 契約日の為替レート(100円)

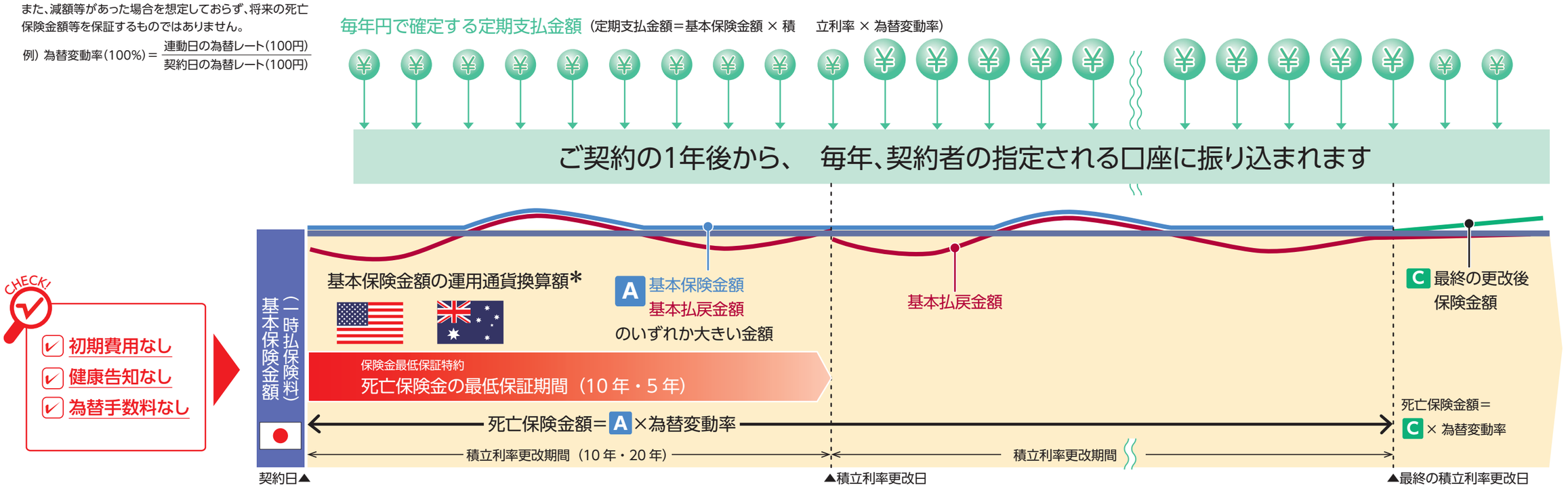

*基本保険金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額となります。

⚠
- ご契約後の運用通貨の変更はできません。
- この保険は、死亡保険金額や定期支払金額の受取等を円貨で行ないますが、為替変動率を用いて計算され　るため、為替レートの変動により死亡保険金額や毎年の定期支払金額等が変動します。

任意受取コース

定期的に定期支払金　額を受け取るかわりに積み立てておき、いつでも払い出すこ　とも可能です

⚠ ご契約後のコース変更はできません。

1 累積追加額

ご自身のタイミングで累積追加額を払い出してつかうことができます

⚠ 累積追加額の一部を払い出すことや外貨で払い出すことはできません。

2 死亡時の円最低保証（保険金最低保証特約）

ご契約日から一定　期間、死亡保険金は基本保険金額　と同額が円で最低保証されます

ご契約年齢	最低保証期間
40～79歳	10年
80～90歳	5年

くわしくは P.7

3 介護・認知症へのそなえ（介護認知症年金支払移行特約）

介護認知症年金（一括受取も可）を受け取ることができます

公的介護保険制度　要支援1以上　／　認知症と診断確定

※指定代理請求特約を付加し、介護認知症年金（一括受取も可）を指定代理請求人の口座へ振り込むこともできます。

くわしくは P.11

<しくみ図（イメージ）>

しくみ図（イメージ）は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。
また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

例）為替変動率（100%）＝ 連動日の為替レート（100円） ／ 契約日の為替レート（100円）

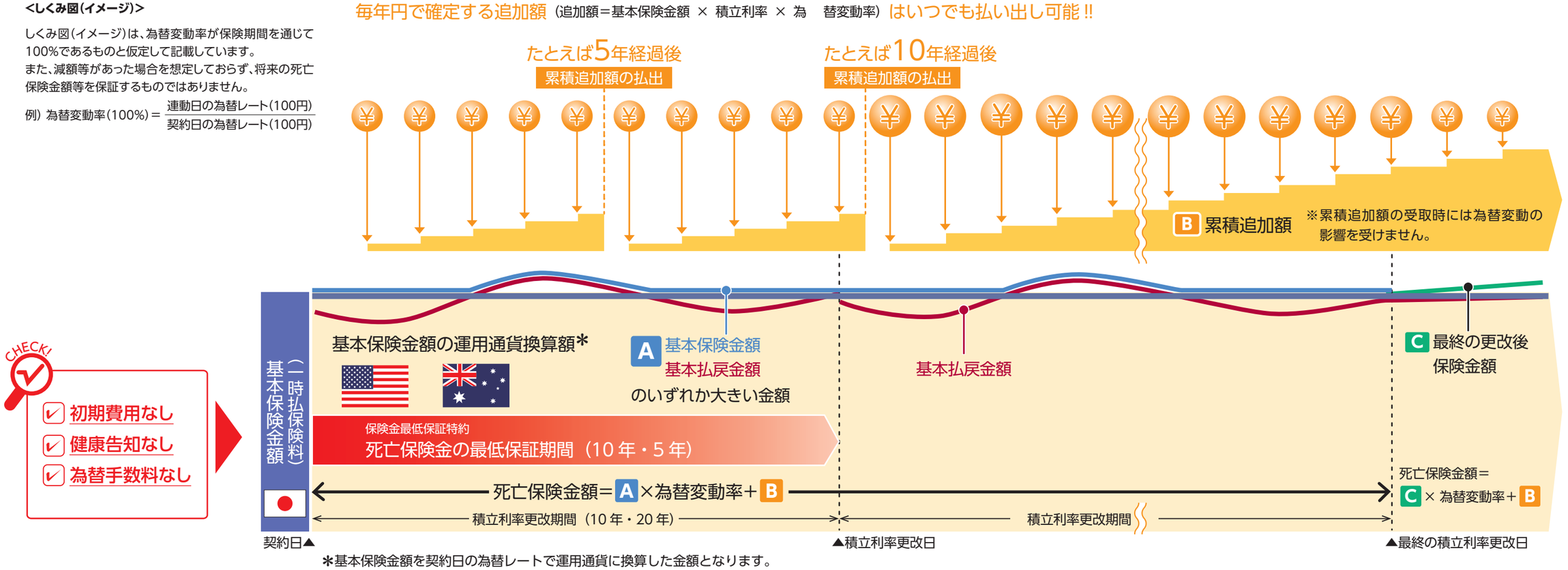

*基本保険金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額となります。

⚠
- ご契約後の運用通貨の変更はできません。
- この保険は、死亡保険金額の受取や累積追加額の払出等を円貨で行ないますが、為替変動率を用いて計算　されるため、為替レートの変動により死亡保険金額や毎年の追加額等が変動します。

保険金最低保証特約

死亡保険金を円で100%最低保証することができます

●ご契約日から一定期間、死亡保険金は基本保険金額と同額が円で最低保証されます。

ご契約時の被保険者の満年齢	最低保証期間
40～79歳	10年
80～90歳	5年

死亡保険金は死亡日の為替レートが円高となれば減少し、円安となれば増加する傾向があります。
最低保証期間中は、死亡時の為替レートが円高になった場合でも、「基本保険金額×為替変動率」が基本保険金額を下回らないように最低保証します。

【イメージ図】

（例）死亡日の為替レートが契約日よりも円高の場合

1,000万円をお支払いします

（例）死亡日の為替レートが契約日よりも円安の場合

1,100万円をお支払いします

累積追加額を払い出していない場合は、記載の死亡保険金額に累積追加額を加えた金額をお支払いします。

※外貨支払特約を同時付加した場合、最低保証期間中は死亡保険金を円貨でお支払いします。
最低保証期間後は外貨でお支払いします。

⚠ 保険金最低保証特約を付加すると、ご契約時の積立利率は付加しない場合より低くなります。

外貨支払特約

死亡保険金・解約払戻金を外貨で受け取れます

●外貨支払特約を付加することにより、死亡保険金額や解約払戻金額をT&Dフィナンシャル生命所定の為替レート（TTM）で外貨に換算し、お受取りいただくことができます。

米ドル　豪ドル　ユーロ

※外貨支払特約を付加した場合でも、円貨でお受取りいただくことができます。

●死亡保険金額や解約払戻金額を外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ）でお受取りいただく場合、為替手数料はかかりません（送金手数料、口座引出手数料等の費用については別途必要となる場合があります）。

※外貨支払特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご参考

下記の条件をみたした場合、外貨に換算した死亡保険金額＊1は一時払保険料が外貨ベース＊2で最低保証されます。

①死亡保険金のお支払事由発生前までに、ご契約者からの申出により、外貨支払特約を付加すること
②「ご契約時に選択した運用通貨」「外貨支払特約で選択した通貨」「死亡保険金の支払通貨」が同一通貨であること

＊1 死亡保険金額を被保険者死亡日の為替レートで支払通貨に換算した金額
＊2 一時払保険料を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額

（例）ご契約時に外貨支払特約を付加し、死亡保険金額を外貨で受け取った場合のイメージ

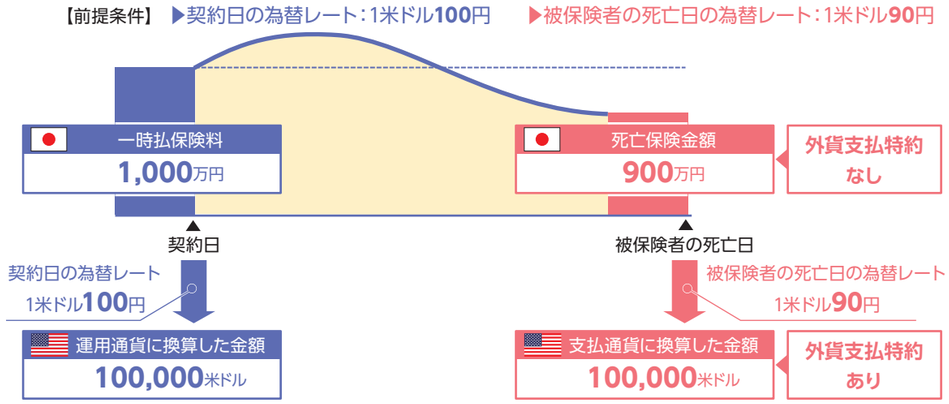

※例示の数値は仮定に基づくものであり、この保険の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来の死亡保険金額を保証・示唆するものではありませんので、ご注意ください。
※保険金最低保証特約を同時付加した場合、最低保証期間中は死亡保険金を円貨でお支払いします。
最低保証期間後は外貨でお支払いします。

⚠
●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
●外貨支払特約を付加した場合でも、定期支払金額・累積追加額は外貨で払い出すことができません。

定期支払金額・累積追加額の払出の税務について

【定期支払金額の税務】 定期受取コース

●定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が、「所得税（雑所得）＋住民税」の対象となります。
●必要経費はつぎのとおり計算されます。
（必要経費は年1回、毎年の契約応当日以降に発送される「定期支払金支払のお知らせ」にてご確認いただけます）

必要経費 ＝ 定期支払金額 × 必要経費率 $\left[= \dfrac{\text{一時払保険料}}{\text{定期支払金額受取予定総額＋第1回定期支払日の死亡保険金額}} \right]$

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。
必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
*所得税法施行令別表に定める余命年数

ご参考　定期支払金額の課税の計算例

【前提】 男性60歳、一時払保険料：1,000万円、第1回定期支払日の死亡保険金額：1,010万円、定期支払金額：30万円の場合

雑所得金額 ＝ 定期支払金額 － 必要経費
＝ 300,000円 － 192,000円
＝ 108,000円

必要経費 ＝ 300,000円 × $\left[\dfrac{1{,}000\text{万円}}{570\text{万円}(30\text{万円}\times19\text{年})+1{,}010\text{万円}} \right]$
＝ 192,000円

※記載の内容は解約・減額があった場合を想定していません。

【累積追加額の払出の税務】 任意受取コース

●払い出した累積追加額は、「所得税（一時所得）＋住民税」の対象となります。
●累積追加額を払い出した場合の一時所得は、「払い出した累積追加額の合計－払込保険料総額（一時払保険料）」を基に計算しますので、課税のお取扱はつぎのとおりとなります。

①課税されない場合	払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額（一時払保険料）を超えるまでは課税されません。
②課税の対象となる場合	払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額（一時払保険料）を超えた場合は、払込保険料総額（一時払保険料）を超えた金額から特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

【イメージ】
①課税されない場合
（払い出した累積追加額の合計≦払込保険料総額）

払い出した累積追加額は、課税されません。

②課税の対象となる場合
（払い出した累積追加額の合計＞払込保険料総額）

払込保険料総額（一時払保険料）を超えた金額から特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

●ご契約の解約時、過去に累積追加額のお受取があった場合、
「解約払戻金額－払込保険料残額*」が「所得税（一時所得）＋住民税」の対象となります。
*一時払保険料から過去に受け取った累積追加額を控除した金額

追加額のイメージ 任意受取コース

下記は、前提条件を基に試算した任意受取コースの場合の追加額および累積追加額の推移を表しています。

【前提条件】 ●期間：契約日から10年後の契約応当日まで ●運用通貨：米ドル ●基本保険金額：1,000万円
●積立利率：3.0% ●契約時の為替レート：1米ドル=100円 ●累積追加額の払出：5年経過後

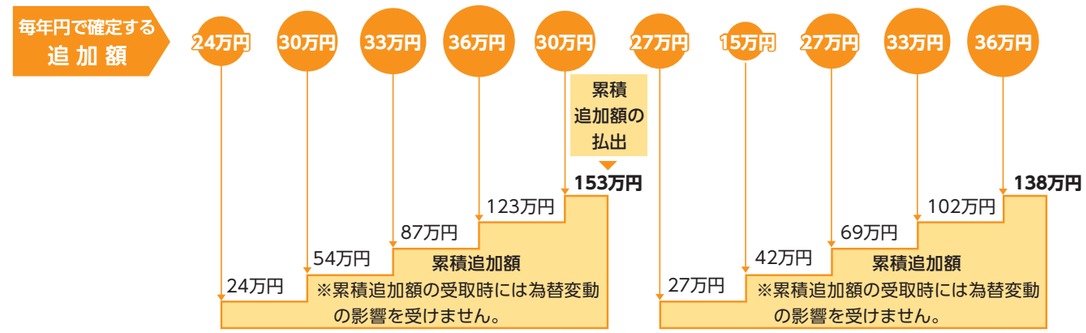

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
連動日の為替レート（為替変動率）	80円（80%）	100円（100%）	110円（110%）	120円（120%）	100円（100%）	90円（90%）	50円（50%）	90円（90%）	110円（110%）	120円（120%）
追加額	24万円	30万円	33万円	36万円	30万円	27万円	15万円	27万円	33万円	36万円
累積追加額	24万円	54万円	87万円	123万円	**153万円**	27万円	42万円	69万円	102万円	**138万円**

※経過年数とは、契約日から経過した年数（例えば、経過年数1年とは契約日から1年後の契約応当日）をいいます。

●例示の数値は仮定に基づくものであり、この保険の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来の追加額および累積追加額のお支払金額を保証・示唆するものではありませんので、ご注意ください。
●例示の連動日の為替レートおよび為替変動率は上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートおよび為替変動率が例示の範囲を超える場合、追加額および累積追加額は例示の数値を下回ることがあります。
●累積追加額は追加額の累計を表示しており、実際にはT&Dフィナンシャル生命所定の率を適用して経過年月数により計算されるため例示の数値とは異なります。

累積追加額の払出のお手続きについて

●累積追加額はその全部の金額をいつでも払い出すことができます。

累積追加額の一部を払い出すことや外貨で払い出すことはできません。

ご確認ください
毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」に記載されている累積追加額の金額をご確認ください。
※累積追加額がない場合は払い出すことができません。

ご提出ください
「ご契約内容のお知らせ」に同封されている累積追加額の払出の請求書類にご記入のうえ、必要な書類とともにご提出ください。
※累積追加額の払出に必要な書類については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お受取
請求書類にご記入いただきましたご指定の口座へ送金させていただきます。

2回目以降は お電話一本で払出のお手続きが可能です！
契約者と被保険者が同一で、ご指定の口座に変更が無い場合には、お電話で払出のお手続きが可能です。
くわしくは、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへご連絡ください。

○「ご契約内容のお知らせ」は定期受取コース・任意受取コースにかかわらず毎年の契約応当日以降にお送りします。
○T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへ書類を請求いただく方法もお取扱いします。

T&Dフィナンシャル生命
お客さまサービスセンター
0120-302-572
受付時間 **9:00～17:00**（土・日・祝日等を除く）

介護認知症年金支払移行特約
介護認知症年金を受け取ることもできます

●公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行 (一部移行はできません)

「要支援1」認定の目安

●入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。

出所:公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO！(2023年4月改訂)」より
T&Dフィナンシャル生命作成

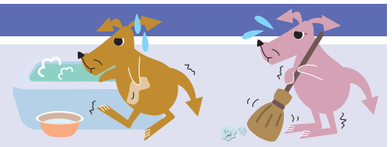

「認知症」と診断確定される場合

●医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。

器質性認知症とは
- アルツハイマー病の認知症
- 血管性認知症
- パーキンソン病の認知症
- レビー小体型認知症　など

見当識障害とは
単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のことをいいます。

●介護認知症年金は一括で受け取ることもできます。
●被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受け取れます。
●お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。

⚠ 年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。

ご参考

当社外部提携サービス
介護コンシェルのご利用について

●つぎの方は当社外部提携サービス「介護コンシェル」を無料でご利用いただけます。
　●介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
●お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
●2親等内の親族までご利用いただけます。

サービス内容

- 電話・メール相談
- 施設紹介・見学手配
- ケアマネジャー紹介
- 認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティーが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

指定代理請求特約
指定代理請求人が年金等を請求することもできます

●この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた場合、指定代理請求人が年金等(一括受取含む)を請求することができます。
●この特約で請求した年金等(一括受取含む)は、指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。

対象となる年金等	指定代理請求人の範囲＊3	年金等の振込先
・主契約の累積追加額＊1 ・定期支払特約による定期支払金＊1 ・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約(I型)による年金＊2 ・新遺族年金支払特約による年金	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	本人口座 または 指定代理請求人口座

＊1 契約者と被保険者が同一人の場合。
＊2 受取人と被保険者が同一人の場合。
＊3 新遺族年金支払特約の場合、①～③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。

ご参考

要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。
指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合(イメージ)

〈イメージ図〉

特別な事情等の事態が発生!

指定代理請求人がT&Dフィナンシャル生命へ連絡

T&Dフィナンシャル生命から必要書類等の案内をお送りします

指定代理請求人が請求書類をT&Dフィナンシャル生命に提出

T&Dフィナンシャル生命が支払の可否を判断

年金等をお受取

原則、5営業日以内にお支払いします

指定代理請求特約を付加しない場合(イメージ)

〈イメージ図〉

父が認知症を発症

父の預金口座から資金引出ができなくなる場合も

認知症の父の介護費用・生活費を子どもたちで負担

⚠ 指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、指定代理請求人に対し贈与税や所得税が課せられる可能性があります。

ご参考

生命保険活用のメリット

- 死亡保険金は死亡保険金受取人の固有財産のため、遺産分割協議の対象外となります。
- あらかじめ指定された死亡保険金受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取れるので、相続税の納税資金や葬儀費用等の当座資金としてつかうことができます。
- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、死亡保険金は、「500万円 × 法定相続人の数」までが非課税扱となります。

くわしくは P.31 「 注意喚起情報　11税金のお取扱について」をご覧ください。

ご参考

死亡保険金受取人の指定範囲（以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能）

家系図（配偶者および親族）

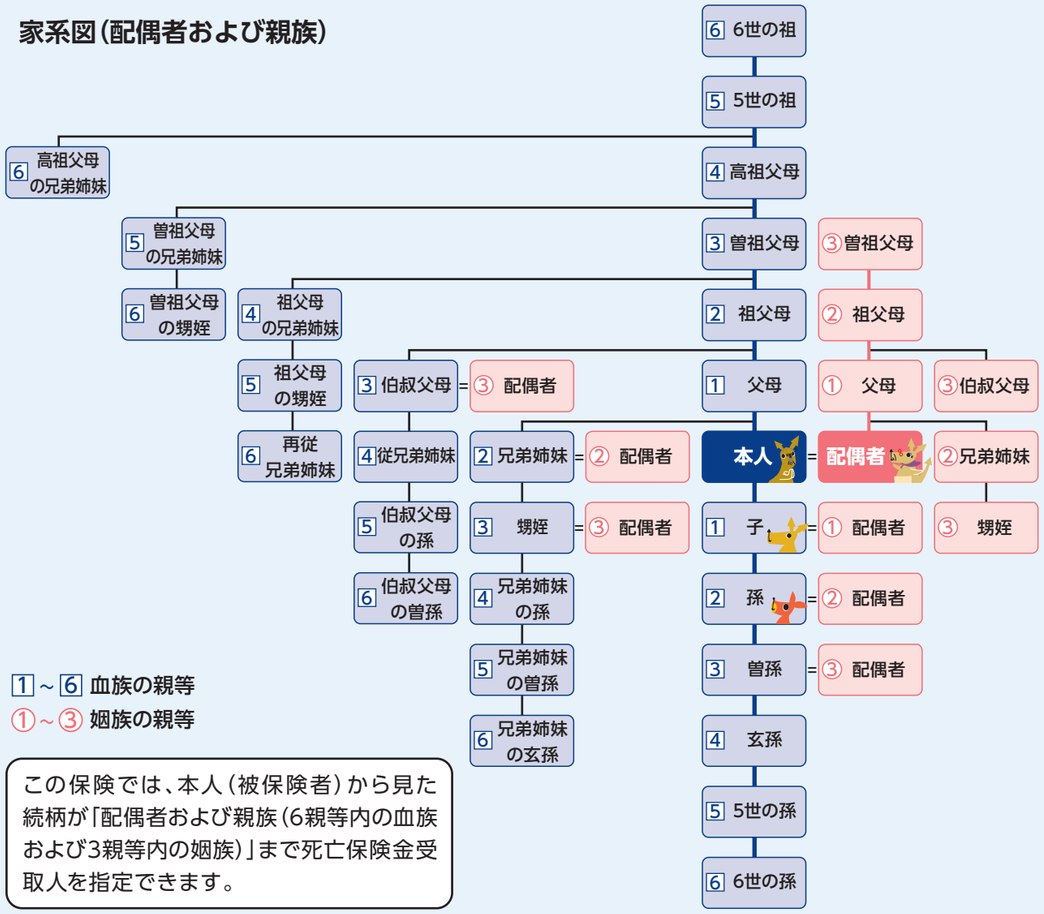

1～6 血族の親等
①～③ 姻族の親等

この保険では、本人（被保険者）から見た続柄が「配偶者および親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）」まで死亡保険金受取人を指定できます。

ご参考

要支援者・要介護者・認知症患者の現状

高齢化に伴い、介護・認知症患者は年々増加傾向にあります。また、要支援1に認定される主な要因は「高齢による衰弱」、要介護度がさらに高い要介護者に認定される主な要因は「認知症」といわれています。

DATA 1 要支援者・要介護者の割合（年齢別）

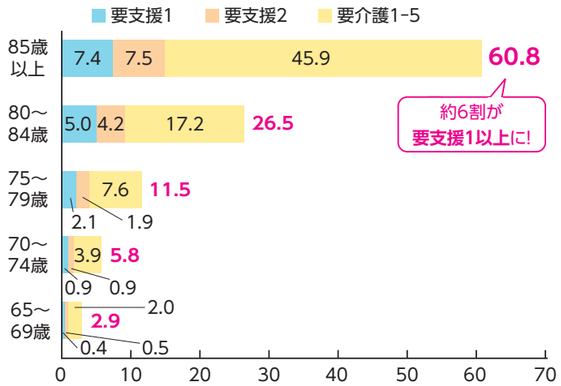

出所：厚生労働省「介護給付費等実態統計（2025年4月審査分）」
総務省統計局「人口推計（2025年5月確定値）」より
T&Dフィナンシャル生命作成

DATA 3 認知症患者の割合（年齢別）

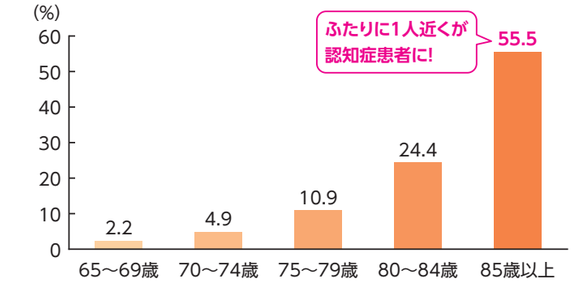

出所：平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より
T&Dフィナンシャル生命作成

DATA 2 要支援1・要介護者に認定された主な要因

	要支援1	要介護者
第1位	高齢による衰弱	認知症
第2位	関節疾患	脳血管疾患（脳卒中）
第3位	骨折・転倒	骨折・転倒

出所：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」より
T&Dフィナンシャル生命作成

DATA 4 認知症患者の内訳

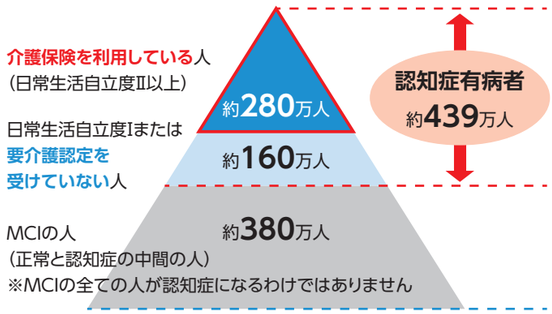

出所：厚生労働省作成「第3回認知症医療介護推進会議資料（H26.7）」
よりT&Dフィナンシャル生命作成

ご参考

この保険をご理解いただくための参考データ

米ドル　指標金利・アメリカ合衆国国債利回りと米ドルの対円為替レートの日次推移

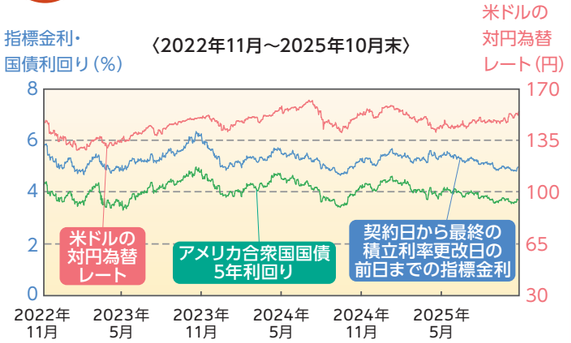

出所：BloombergのデータよりT&Dフィナンシャル生命作成

豪ドル　指標金利・オーストラリア国債利回りと豪ドルの対円為替レートの日次推移

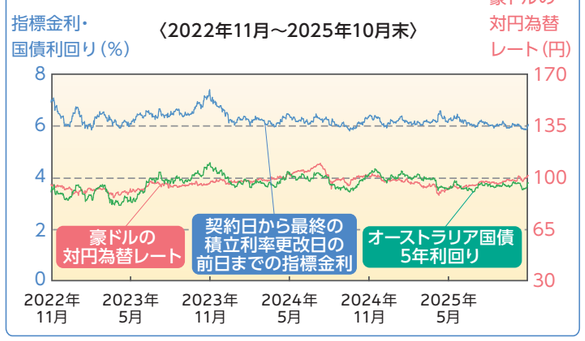

出所：BloombergのデータよりT&Dフィナンシャル生命作成

この保険の対象となる指標金利について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご参考

中途解約時の解約払戻金額の変動について

- ●解約日までの期間が短い場合、解約控除額が高くなり、一時払保険料を下回る可能性が高くなります。 ≫ 下記①をご覧ください。
- ●市場金利が上昇した場合、市場価格調整により一時払保険料を下回る可能性があります。 ≫ 下記②をご覧ください。
- ●解約払戻金額を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響により一時払保険料を下回る可能性があります。 ≫ 下記③をご覧ください。

① 解約日までの期間の影響

解約払戻金額は契約日から解約日までの期間が短いほど少なくなる可能性は高まります。

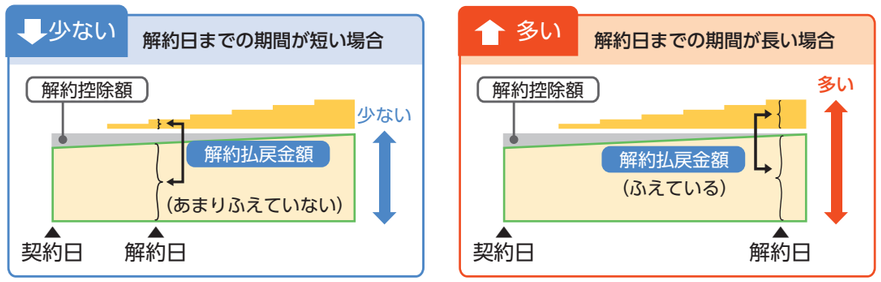

② 市場金利の影響(市場価格調整*1)

*1 わかりやすい動画でご確認いただけます▶

一般的に解約払戻金額は契約日より解約日の市場金利が下がれば増加し、上がれば減少します。

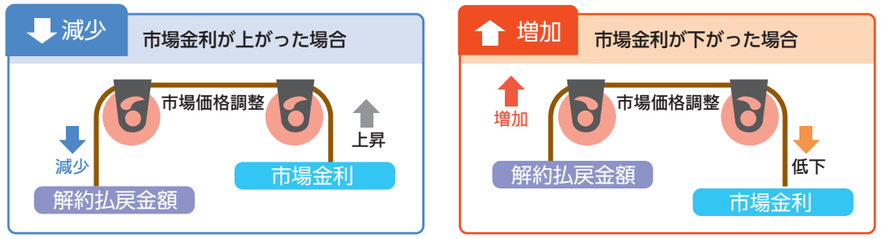

③ 為替レートの影響(為替変動率)

解約払戻金額は契約日より解約日の為替レートが円安となれば増加し、円高となれば減少します。

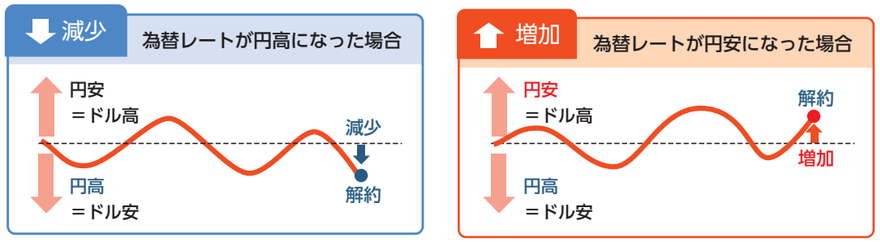

ご参考

充実したアフターフォロー

お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	
	名義変更／改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	**M3 Patient Support Program®** スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	**成年後見センター・リーガルサポート** (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。	●	
大切なご契約をご家族がサポート	**ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度)** (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。	●	●
介護・認知症サポート	**介護コンシェル** お客さまの「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限ります。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	**T&Dクラブオフ** 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

＊「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。
※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。
※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティー」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。
※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの利用申込手続きについてはこちら

契約締結前交付書面（契約概要）

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ｖ型）

■ この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■ 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

1 引受保険会社の商号と住所等について

■商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

■住所 …… 〒105-0023　東京都港区芝浦1-1-1

■お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命　お客さまサービスセンター

0120-302-572

ホームページ **https://www.tdf-life.co.jp**

2 この商品の仕組みについて

■「生涯プレミアムワールド５」は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

■この保険は積立利率更改日を基準として、積立利率等が変更されます。積立利率更改日について、**くわしくは P.22「契約概要 5 ご契約の引受条件について」をご覧ください。**

■ご契約時に米ドル、豪ドルのいずれかの連動通貨を選択いただきます。

■対象となる指標金利について、**くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

■被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金のお支払金額について、**くわしくは P.20「契約概要 3 保障内容について」をご覧ください。**

⚠
- ●死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ●解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

基本保険金額、基本払戻金額について

■ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。

■基本払戻金額は、基本保険金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整と解約控除率を反映させた金額となります。

積立利率について

■積立利率は毎月２回（１日と16日）設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。

■積立利率は基準金利に最大1.5％を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。

基準金利について

■積立利率を定める際に用いる値をいい、積立利率を設定する日の3営業日前に会社が取得する直前3日間（会社の営業日に限るものとします。）における指標金利を、会社の定める方法で計算した平均値とします。

確定保険金額、追加額について

■確定保険金額は、毎年の契約応当日ごとに加算される追加額および、契約日または直前の積立利率更改日におけるＴ&Ｄフィナンシャル生命の所定の率を適用して、経過年月数により計算された金額となります。

■追加額は、毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に積立利率と為替変動率を乗じた金額となります。

また、適用される積立利率は、つぎのとおりとなります。

契約日から最初の積立利率更改日の前日まで	最初の積立利率更改日以後
契約日の積立利率	直前の積立利率更改日の積立利率

⚠
- ●更改後の積立利率は**更改前の積立利率を下回る可能性があります。**

2 この商品の仕組みについて（つづき）

しくみ図（イメージ）
～任意受取コース～

しくみ図（イメージ）は、為替変動率が保険期間を通じて100％であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

例）為替変動率（100％）＝ 連動日の為替レート（100円） ／ 契約日の為替レート（100円）

毎年円で確定する追加額（追加額＝基本保険金額 × 積立利率 × 為替変動率）はいつでも払い出し可能‼

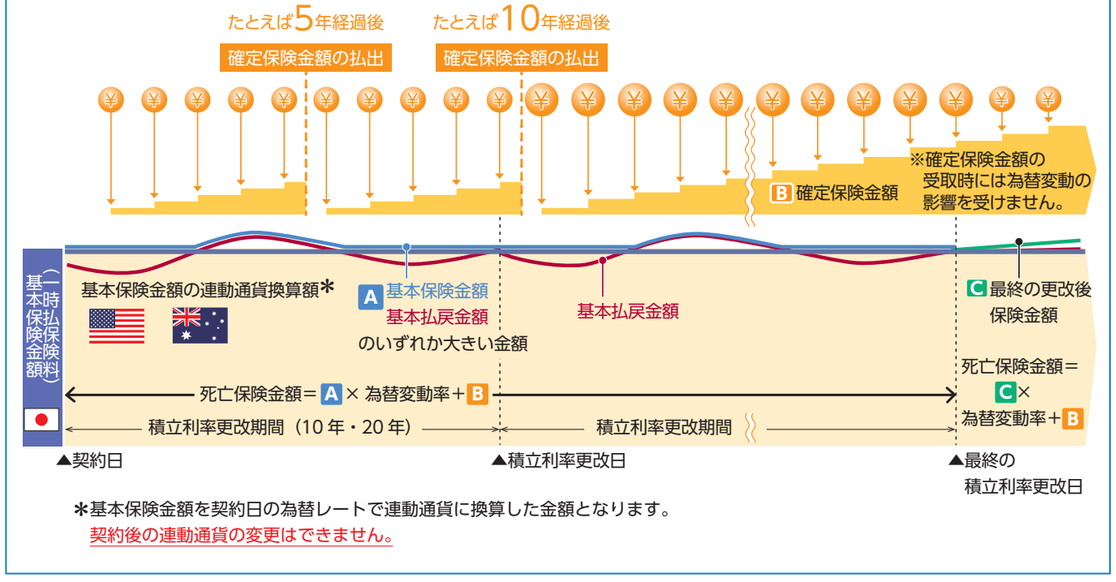

＊基本保険金額を契約日の為替レートで連動通貨に換算した金額となります。
契約後の連動通貨の変更はできません。

最終の更改後保険金額について

■最終の更改後保険金額は、基本保険金額に年率0.1％の利率を適用して、経過年月日数により計算された金額になります。

為替変動率について

■為替変動率はつぎのように計算されます。

為替変動率（％）
連動日＊の対象となる為替レート ／ 契約日の対象となる為替レート ×100

＊連動日は、死亡保険金額の計算では被保険者の死亡日、解約払戻金額の計算では解約日（減額日）、追加額の計算では毎年の契約応当日の前日となります。

■対象となる為替レートはT&Dフィナンシャル生命所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値（TTM）となります。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	契約日から最終の積立利率更改日の前日まで	被保険者が死亡された日の基本保険金額、基本払戻金額のいずれか大きい金額に為替変動率を乗じた金額と確定保険金額＊の合計額
		最終の積立利率更改日以後	被保険者が死亡された日の最終の更改後保険金額に為替変動率を乗じた金額と確定保険金額＊の合計額

＊定期受取コース（定期支払特約付加）の場合、確定保険金額は常に0となります。

●死亡保険金額は為替変動率を用いて計算されるため、契約日と被保険者死亡日の為替レートを比較して、契約日より被保険者死亡日の為替レートが円高の場合、減少する可能性があります。対象となる為替レートの水準によっては、死亡保険金額は**一時払保険料を下回る可能性があります。**

●死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
●契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

4 主な特約について

名 称	概 要
保険金最低保証特約 （ご契約時に付加可能）	●この特約を付加することにより、最低保証期間中の死亡保険金額が基本保険金額と確定保険金額の合計額を下回る場合、基本保険金額と確定保険金額の合計額を死亡保険金額として最低保証することができます。 ●最低保証期間はご契約時の被保険者の年齢により異なります。 ご契約時の被保険者の年齢：40～79歳／80～90歳 最低保証期間：10年／5年
外貨支払特約 （ご契約時もしくは中途付加可能）	●この特約を付加することにより、死亡保険金や解約払戻金をT&Dフィナンシャル生命所定の通貨で受け取ることもできます。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
介護認知症年金支払移行特約＊1 （軽度介護保障特則適用） （ご契約時もしくは中途付加可能）	●この特約を付加することにより、契約日から１年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援１」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部＊2を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。＊3 ●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 ※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。
指定代理請求特約 （ご契約時もしくは中途付加可能）	●この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。
定期支払特約 （ご契約時に付加可能）	●定期受取コースを選択される場合、この特約を付加することにより、追加額と同額の定期支払金額を毎年、契約者の指定される口座にお支払いします。そのため、確定保険金額は常に0となります。
年金支払移行特約 （Ⅰ型） （契約日から１年を経過している場合に付加可能）	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部＊2を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。＊4 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 （中途付加可能）	●この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。

＊1 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
＊2 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
＊3 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
＊4 年金の種類が確定年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。
※外貨支払特約と年金支払移行特約（Ⅰ型）または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。
※外貨支払特約は契約日から１年経過以後、介護認知症年金の請求をされた場合に消滅します。

⚠ ●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

5 ご契約の引受条件について

契約年齢 （被保険者の契約日の満年齢）	40～90歳	
連動通貨	米ドル	豪ドル
積立利率更改期間	10年間	20年間
積立利率更改日＊1	契約日から10年間ごとの年単位の契約応当日	契約日から20年間ごとの年単位の契約応当日
基本保険金額（一時払保険料）	100万円以上、9億円以下（1,000円単位）＊2	
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	

＊1 積立利率更改日の被保険者の満年齢が、連動通貨に米ドルをご選択の場合は101歳以上、豪ドルをご選択の場合は91歳以上となる日を最終の積立利率更改日とし、以後の積立利率更改期間は終身となります。
＊2 同一の被保険者について、基本保険金額はこの「生涯プレミアムワールド５」（すでに加入されているこの保険を含みます）、T&Dフィナンシャル生命所定の他の保険を通算して20億円を超えることはできません。
※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

⚠ ●一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入＊していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
●積立利率は契約日、被保険者の年齢・性別によって異なりますので、「申込日時点で適用予定の積立利率が記載された書面」にて必ずご確認ください。
＊電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 解約払戻金について

■この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における基本払戻金額に為替変動率を乗じた金額と確定保険金額*1の合計となります。

■一部解約（基本保険金額の減額）の場合の解約払戻金額は、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する基本払戻金額に為替変動率を乗じた金額となります。

■基本払戻金額は基本保険金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整と解約控除率を反映させた金額となります。

契約日から最終の積立利率更改日の前日までの基本払戻金額	最終の積立利率更改日以後の基本払戻金額
基本保険金額に「1－市場価格調整率*2 －解約控除率*3」を乗じた金額	基本保険金額と同額*4

*1 定期受取コース（定期支払特約付加）の場合、確定保険金額は常に0となります。
*2 解約日が積立利率更改日と同日の場合、市場価格調整率は0となります。
*3 解約控除率について**くわしくは** P.25 **「注意喚起情報」をご覧ください。**
*4 最終の積立利率更改日以後は、市場価格調整率は0となるため、基本払戻金額は基本保険金額と同額となります。

●市場価格調整率および為替変動率・解約控除率の適用により、解約払戻金額は**一時払保険料を下回る可能性があります。**

市場価格調整率について

■解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約払戻金計算基準日（解約日）の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整率において所定の率（0～0.1%）を設定しています。

■このため、ご契約に適用されている基準金利と解約払戻金計算基準日の基準金利が同一であっても、解約払戻金計算基準日の基本保険金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■例えば、ご契約に適用されている基準金利と解約払戻金計算基準日の基準金利が2.5%の場合、残存期間に応じて以下の率が控除されます。

【所定の率が0.1%の場合の市場価格調整率】

連動通貨 米ドル	残存年数*1	10年*2	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
	市場価格調整率*3	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%
連動通貨 豪ドル	残存年数*1	20年*2	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
	市場価格調整率*3	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%
	残存年数*1	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
	市場価格調整率*3	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%

*1 直後に到来する積立利率更改日までの残存年数。
*2 契約日または積立利率更改日の翌日の率。
*3 小数点第2位を四捨五入して表示しています。

ご参考 **所定の率が0.1%の場合の解約払戻金額の計算方法（解約の場合）**

$$\text{解約払戻金額} = (\text{基本払戻金額} \times \text{為替変動率}) + \text{確定保険金額}^{*1}$$

$$\text{基本払戻金額} = \text{基本保険金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{ご契約に適用されている基準金利}}{1 + \text{解約日の基準金利} + 0.1\%} \right)^{\frac{\text{月数}^{*2}}{12}}$$

*1 定期受取コース（定期支払特約付加）の場合、確定保険金額は常に0となります。
*2 解約日から直後に到来する積立利率更改日の前日までの月数（1か月未満の端数は切り上げます）に連動通貨に応じた期間係数を乗じた値。

連動通貨	期間係数
米ドル	1.0
豪ドル	0.8

8 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。
ご負担いただく諸費用について**くわしくは** P.25～26 **「注意喚起情報」をご覧ください。**

契約締結前交付書面（注意喚起情報）

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ｖ型）

■ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■ この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した場合の費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 経過年数：1年未満／1年以上2年未満／2年以上3年未満／3年以上4年未満 解約控除率：**4.50%**／**4.00%**／**3.60%**／**3.10%** 経過年数：4年以上5年未満／5年以上6年未満／6年以上7年未満／7年以上8年未満 解約控除率：**2.70%**／**2.20%**／**1.80%**／**1.30%** 経過年数：8年以上9年未満／9年以上10年未満 解約控除率：**0.90%**／**0.40%** ※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。
保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱に必要な費用	保険金等のお受取を外貨で行なう場合、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用
年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して**1.0%**＊1 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）＊2

＊1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

＊2 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

・確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額

・保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額

・介護認知症年金の場合：死亡一時金保証期間の最終年の年金額

⚠ 死亡保険金額・解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります

●この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

●死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

●解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

1 死亡保険金額の最低保証はありません

■保険金最低保証特約を付加しない場合、またはこの特約による最低保証期間を超える期間には、死亡保険金額の最低保証はありません。

2 お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます

■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて８日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面（封書*1）での郵送または電磁的記録（メール）によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます（募集代理店では受け付けできません）。お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行なった場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

❶お申込の撤回等をする旨の文言
❷お申込者（契約者）の氏名（自署）・住所
❸申込書番号（申込書控の右上または右下に記載されています）
❹返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）*2
❺お申込の撤回等の申出日

*1　お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
*2　保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。
　　なお、返金先口座はお申込者（契約者）の本人口座に限ります。

〈書面（封書）の送付先〉･･･8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉･･･8日以内の発信有効
Mail:cs@tdf-life.co.jp

＜お申出のご記入例：書面＞

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社　御中
私は契約の申込の撤回を行ないます。
申込者（契約者）名　○○○○
住所　○○県○○市○○　＊＊＊
申込書番号　＊＊＊＊＊＊＊＊-＊＊＊＊＊＊＊＊
返金先口座　××銀行　××支店
普通　＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人　○○○○
○年○月○日

■お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲申込日								

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

■T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図

		責任開始期（契約日）		
1日目	2日目	3日目	4日目	
▲申込日		▲保険料入金日	▲承諾日	

4 つぎのような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

■死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合

■ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません）

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（例えば、契約日からその日を含めて２年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）

■その他死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

■この保険の解約払戻金額には市場価格調整率、為替変動率および解約控除率が適用されるため、対象となる指標金利の変動、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**お払込みいただいた保険料を下回る可能性があります。**解約払戻金額の計算について**くわしくは** P.23 **「契約概要 7 解約払戻金について」をご覧ください。**

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

■T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820
［月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時］
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

■**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

7 この保険は生命保険であり、預金ではありません（募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください）

■この保険は、T&D フィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

■現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

9 この保険にはつぎのようなリスクがあります

■この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

■死亡保険金額は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

10 借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません

■保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがいまして、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません。

11 税金のお取扱について

■払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■解約をした場合（定期受取コース・任意受取コース）
解約払戻金と払込保険料残額*1 との差額（解約差益）に対し、所得税（一時所得）および住民税が課税されます。

■定期支払金額（定期受取コース）
- 定期支払金額は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。
- 定期支払金額に係る所得税（雑所得）は、「定期支払金額－必要経費」を基に計算します。
- 必要経費はつぎのとおり計算された金額となります。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率}\left[= \frac{\text{一時払保険料}}{\text{定期支払金額受取予定総額}+\text{第1回定期支払日の死亡保険金額}}\right]$$

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
*所得税法施行令別表に定める余命年数

■確定保険金額の払出（任意受取コース）
- 払い出した確定保険金額は所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
- 確定保険金額の払出に係る所得税（一時所得）は、「確定保険金額－必要経費－特別控除（50万円）」を基に計算します。
- 必要経費は払い出した確定保険金額に相当する保険料となり、払込保険料残額*1が限度となります。よって、払込保険料残額*1の限度内で確定保険金額の払出を行なう場合は課税されません。
- 払込保険料残額*1を超える確定保険金額の払出を行なう場合は、払い出した確定保険金額から払込保険料残額*1と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

*1 払込保険料残額とは基本保険金額（一時払保険料）から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。
※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が定期支払金または確定保険金額を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。
※記載の内容は基本保険金額の減額があった場合を想定していません。

<ご参考>余命年数表（所得税法施行令　別表より抜粋）

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
41歳	35年	40年	58歳	20年	25年	75歳	8年	11年
42歳	34年	39年	59歳	20年	24年	76歳	8年	10年
43歳	33年	38年	60歳	19年	23年	77歳	7年	9年
44歳	32年	37年	61歳	18年	22年	78歳	7年	9年
45歳	32年	36年	62歳	17年	21年	79歳	6年	8年
46歳	31年	36年	63歳	17年	20年	80歳	6年	8年
47歳	30年	35年	64歳	16年	19年	81歳	6年	7年
48歳	29年	34年	65歳	15年	18年	82歳	5年	7年
49歳	28年	33年	66歳	14年	18年	83歳	5年	6年
50歳	27年	32年	67歳	14年	17年	84歳	4年	6年
51歳	26年	31年	68歳	13年	16年	85歳	4年	5年
52歳	25年	30年	69歳	12年	15年	86歳	4年	5年
53歳	25年	29年	70歳	12年	14年	87歳	4年	4年
54歳	24年	28年	71歳	11年	14年	88歳	3年	4年
55歳	23年	27年	72歳	10年	13年	89歳	3年	4年
56歳	22年	26年	73歳	10年	12年	90歳	3年	3年
57歳	21年	25年	74歳	9年	11年	91歳	3年	3年

■死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第１２条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（５００万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

■年金（介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）
年金は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。
※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。
※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

12 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命　お客さまサービスセンター

受付時間 **9:00～17:00**（土・日・祝日等を除く）

0120-302-572

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

https://www.seiho.or.jp/

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでご照会ください。

13 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&D フィナンシャル生命お客さまサービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&D フィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&D フィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

14 積立利率について

■積立利率は毎月2回（1日と16日）設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。

■積立利率は基準金利に最大1.5％を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。

※契約日の積立利率の具体的な数値は「申込日時点で適用予定の積立利率が記載された書面」にてご確認ください。
また、積立利率更改日以後の積立利率の設定方法について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**

⚠ 「積立利率」は契約日、被保険者の契約年齢・性別によって異なりますので、「申込日時点で適用予定の積立利率が記載された書面」にて必ずご確認ください。